

議案第 3 2 号

北九州市教育委員会第 1 号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、
期末手当及び勤勉手当に関する規則及び北九州市立の小学校、中
学校及び特別支援学校の第 1 号会計年度任用職員の報酬、費用弁
償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

北九州市教育委員会第 1 号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及
び勤勉手当に関する規則及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の
第 1 号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規
則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日提出

北九州市教育委員会

教育長 太 田 清 治

提案理由 パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について、常
勤職員等の通勤手当との均衡を踏まえた制度としていることから、北九州市
職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、パートタイム会計年度任用職
員の通勤に係る費用弁償の額を改定するため、関係規定を改める必要がある
ので、この規則案を提出する。

「北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則」及び「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則」の一部改正について

1 改正理由

常勤職員及び常勤教職員（以下「常勤職員等」という。）のうち、通勤手当における自動車等を使用する者に係る手当額を改定するため、北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）の一部改正を令和7年12月定例会に提案し可決されたところ。

パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について、常勤職員等の通勤手当との均衡を踏まえた制度としていることから、条例の改正に伴い、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額を改定するため、関係規定を改めるもの。

2 改正規程

- (1) 北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則
- (2) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則

3 改正内容

常勤職員等の通勤手当の改定を踏まえ、自動車等を使用するパートタイム会計年度任用職員に係る費用弁償の日額を改定する。

※ 当該規定は、自動車等を使用するパートタイム会計年度任用職員に係る費用弁償の日額を定めている（常勤職員等の自動車等を使用する者に係る通勤手当の額÷21日分）

4 施行期日

公布の日から施行（令和7年4月1日から適用）

※常勤職員等の自動車等を使用する者に係る手当額の改定に係る適用日と同じ

北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 月 日

北九州市教育委員会
教育長 太田清治

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第15条第3号ウ中「340円」を「350円」に改め、同号エ中「480円」を「500円」に改め、同号オ中「620円」を「650円」に改め、同号カ中「760円」を「790円」に改め、同号キ中「890円」を「940円」に改め、同号ク中「1,030円」を「1,090円」に改め、同号ケ中「1,170円」を「1,240円」に改め、同号コ中「1,250円」を「1,390円」に改め、同号サ中「1,340円」を「1,540円」に改め、同号シ中「1,420円」を「1,690円」に改め、同号ス中「1,510円」を「1,850円」に改める。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第15条第3号ウ中「340円」を「350円」に改め、同号エ中「480円」を「500円」に改め、同号オ中「620円」を「650円」に改め、同号カ中「760円」を「790円」に改め、同号キ中「890円」を「940円」に改め、同号ク中「1,030円」を「1,090円」に改め、同号ケ中「1,170円」を「1,240円」に改め、同号コ中「1,250円」を「1,390円」に改め、同号サ中「1,340円」を「1,540円」に改め、同号シ中「1,420円」を「1,690円」に改め、同号ス中「1,510円」を「1,850円」に改める。

0円」を「1,390円」に改め、同号サ中「1,340円」を「1,540円」に改め、同号シ中「1,420円」を「1,690円」に改め、同号ス中「1,510円」を「1,850円」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則及び第2条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(費用弁償の内払)

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則及び第2条の規定による改正前の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定により支給された往復に要する費用は、改正後の規則の規定による往復に要する費用の内払とみなす。

新	旧
<p>第15条 条例第7条第4項の任命権者が定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 第1号に掲げる職員以外の職員で前条第2号に掲げるもの月の初日からその月の末日までの勤務した日の日数に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額を乗じて得た額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>350円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>500円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>650円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>790円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>940円</u></p>	<p>第15条 条例第7条第4項の任命権者が定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 第1号に掲げる職員以外の職員で前条第2号に掲げるもの月の初日からその月の末日までの勤務した日の日数に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額を乗じて得た額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>340円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>480円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>620円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>760円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>890円</u></p>

新	旧
ク 使用距離が片道3.5キロメートル以上4.0キロメートル未満である職員 <u>1, 090円</u>	ク 使用距離が片道3.5キロメートル以上4.0キロメートル未満である職員 <u>1, 030円</u>
ケ 使用距離が片道4.0キロメートル以上4.5キロメートル未満である職員 <u>1, 240円</u>	ケ 使用距離が片道4.0キロメートル以上4.5キロメートル未満である職員 <u>1, 170円</u>
コ 使用距離が片道4.5キロメートル以上5.0キロメートル未満である職員 <u>1, 390円</u>	コ 使用距離が片道4.5キロメートル以上5.0キロメートル未満である職員 <u>1, 250円</u>
サ 使用距離が片道5.0キロメートル以上5.5キロメートル未満である職員 <u>1, 540円</u>	サ 使用距離が片道5.0キロメートル以上5.5キロメートル未満である職員 <u>1, 340円</u>
シ 使用距離が片道5.5キロメートル以上6.0キロメートル未満である職員 <u>1, 690円</u>	シ 使用距離が片道5.5キロメートル以上6.0キロメートル未満である職員 <u>1, 420円</u>
ス 使用距離が片道6.0キロメートル以上である職員 <u>1, 850円</u> (4) 略	ス 使用距離が片道6.0キロメートル以上である職員 <u>1, 510円</u> (4) 略

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>第15条 条例第7条第4項の任命権者が定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 第1号に掲げる職員以外の職員で前条第2号に掲げるもの月の初日からその月の末日までの勤務した日の日数に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれに定める額を乗じて得た額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員</p> <p style="text-align: right;"><u>350円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員</p> <p style="text-align: right;"><u>500円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員</p> <p style="text-align: right;"><u>650円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員</p> <p style="text-align: right;"><u>790円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員</p> <p style="text-align: right;"><u>940円</u></p>	<p>第15条 条例第7条第4項の任命権者が定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 第1号に掲げる職員以外の職員で前条第2号に掲げるもの月の初日からその月の末日までの勤務した日の日数に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれに定める額を乗じて得た額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員</p> <p style="text-align: right;"><u>340円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員</p> <p style="text-align: right;"><u>480円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員</p> <p style="text-align: right;"><u>620円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員</p> <p style="text-align: right;"><u>760円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員</p> <p style="text-align: right;"><u>890円</u></p>

新	旧
ク 使用距離が片道3.5キロメートル以上4.0キロメートル未満である職員 <u>1,090円</u>	ク 使用距離が片道3.5キロメートル以上4.0キロメートル未満である職員 <u>1,030円</u>
ケ 使用距離が片道4.0キロメートル以上4.5キロメートル未満である職員 <u>1,240円</u>	ケ 使用距離が片道4.0キロメートル以上4.5キロメートル未満である職員 <u>1,170円</u>
コ 使用距離が片道4.5キロメートル以上5.0キロメートル未満である職員 <u>1,390円</u>	コ 使用距離が片道4.5キロメートル以上5.0キロメートル未満である職員 <u>1,250円</u>
サ 使用距離が片道5.0キロメートル以上5.5キロメートル未満である職員 <u>1,540円</u>	サ 使用距離が片道5.0キロメートル以上5.5キロメートル未満である職員 <u>1,340円</u>
シ 使用距離が片道5.5キロメートル以上6.0キロメートル未満である職員 <u>1,690円</u>	シ 使用距離が片道5.5キロメートル以上6.0キロメートル未満である職員 <u>1,420円</u>
ス 使用距離が片道6.0キロメートル以上である職員 <u>1,850円</u> (4) 略	ス 使用距離が片道6.0キロメートル以上である職員 <u>1,510円</u> (4) 略